

令和9年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（新設・**拡充**・延長・その他）

No	1	府省庁名	文部科学省
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他（地方消費税）		
要望項目名	学校教育法等の改正による「デジタルな形態を含む教科書」の導入に伴う教科書に係る非課税措置の拡充		
要望内容（概要）	・特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） 現行の学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項に規定する教科用図書の譲渡等については、社会政策的配慮から、授業料、入学検定料と同様に、地方消費税の非課税措置が講じられている（地方税法（昭和25年第226号）第72条の78第1項、消費税法（昭和63年法律第108号）第6条、別表第二、別表第二の二等）。 現行の教科用図書は、紙の図書に限定されるものと解されているところ、文部科学省では、電磁的記録を含み得るものとして「教科用図書」の用語を「教科書」に改めること等を内容とする「学校教育法等の一部を改正する法律案」（第221回国会閣法第55号）を4月7日に国会に提出し、同年6月に成立・公布されたところ（令和8年法律第37号）。令和9年4月1日の同法の施行を経て、次期学習指導要領が実施される令和12年度から、電磁的記録も内容に含む新たな教科書が小学校から順次使用されることとなる。 ・特例措置の内容 本要望項目は、同法による改正後の学校教育法第34条第1項に規定する教科書のうち電磁的記録であるものの譲渡等について、従来の教科用図書の譲渡等と同様に消費税の非課税措置の対象とすることを要望するものである。		
関係条文	・地方税法（昭和25年第226号）第72条の78第1項 ・消費税法（昭和63年法律第108号）第6条、別表第二、別表第二の二等 ・学校教育法（昭和22年法律第26号）第34条第1項 ・義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）第3条から第5条まで		
減収見込額	[初年度] 0 (-) [平年度] ▲269 (-) [改正増減収額] - (単位：百万円)		
要望理由	(1) 政策目的 イ 前提条件 制度改正後の教科書については、①紙媒体のみの教科書、②ハイブリッドな形態の教科書（紙・デジタルの組合せにより作成される教科書）、③全てがデジタルの教科書の3つが想定される。これらのうち、②ハイブリッドな形態の教科書のうちデジタル部分及び③全てがデジタルの教科書は、電磁的記録という無体物であって有体物ではないため、その提供に当たっては、①紙媒体のみの教科書の場合の譲渡ではなく、教科書発行者による使用許諾及びクラウド配信という電気通信利用役務の提供（消費税法第2条第1項第8号の3）を行うことになる。 また、現行制度では、義務教育段階の教科用図書については、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（昭和38年法律第182号）に基づいて無償給与がなされており、改正後の同法では3つの形態の教科書についても同様に無償給与の対象とすることとしているところ、高等学校段階の教科書については、現行制度・改正後のいずれにおいても、無償給与の対象外となっている。 ロ 政策目的 イのとおり、高等学校段階の教科書については無償給与の対象となっておらず、生徒の保護者が購入費用を負担するため、仮に制度改正後の教科書について、現行の教科用図書と同様の非課税措置が講じられない場合には、教科書を購入する保護者に消費税相当額分の負担が追加的に発生することとなる。 また、義務教育段階の教科書についても、非課税措置が講じられない場合には、無償措置に関する国の予		

	算（義務教育教科書購入費）に消費税相当額分が含まれた上で、教科書発行者が消費税を納税することを要することとなる。 教科書は、教科の主たる教材として学習指導要領に基づいて著作・編集が行われ、学校教育法に基づいて使用義務が課せられるなど、極めて公益性が高い教材であることから、現行の教科用図書と同様に、教科書のうち②ハイブリッドな形態の教科書のうちデジタル部分及び③全てがデジタルの教科書についても非課税措置を講ずることで、高等学校段階における保護者の教育費負担軽減等を図る必要がある。 （２）施策の必要性 例えば高校生が一学年分の全教科（種目）の教科書一式を買い揃える場合、消費税相当額（国税・地方税）として 226.0 円（※）の負担が発生するものと考えられる。こうした追加的な負担を回避するためには、本要望による非課税措置を講ずることが必要である。 ※ 教科書価格は令和 8 年度使用教科書の定価の最高額と同額という仮定の下、各教科の教科書のうち電磁的記録の部分は平均 15%と仮定し、全学科共通の教科の全 53 種目の教科書の合計額のうち 1/3 に当たる金額分を購入するものと仮定（詳細は別紙参照）。なお、制度改正後の教科書定価は、②ハイブリッドな形態の教科書のデジタル部分及び③全てがデジタルの教科書の供給に固有のコスト（クラウド利用料、アカウント管理費用等）を踏まえ、今後検討することとしている。
本要望に対応する縮減案	—

今回の要望（税負担軽減措置等）に関連する事項	合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標 1 確かな学力の育成、幅広い知識と教養・専門的能力・職業実践力の育成 施策目標 新しい時代に求められる資質・能力を育む学習指導要領の実施
		政策の達成目標	新しい時代に求められる資質・能力（言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力等の学習の基盤となる資質・能力を含む）の育成に向け、主体的・対話的で深い学びの視点からの授業改善の推進、カリキュラム・マネジメントの確立といった、学習指導要領の趣旨が各学校で理解され、それを踏まえた取組が促進される。
		税負担軽減措置等の適用又は延長期間	－
		同上の期間中の達成目標	－
	有効性	政策目標の達成状況	本要望に直接的に関連するような指標は設定されていない。
		要望の措置の適用見込み	高等学校段階の学校種（高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部）の生徒数は 2,692,244 人（次期学習指導要領が高等学校の全学年で実施される令和 16 年度時点の推計値）であるため、これらの生徒の保護者全員が適用対象となる。
	相当性	要望の措置の効果見込み（手段としての有効性）	「施策の必要性」で示した消費税相当額（国税・地方税）が上記の高等学校等の生徒の保護者全員に発生すると仮定する場合、計 608 百万円の教育費負担軽減の効果が見込まれることとなる。
		当該要望項目以外の税制上の支援措置	消費税（国税）を除き、本要望項目以外で税制上の措置は講じない。
		予算上の措置等の要求内容及び金額	義務教育教科書購入費 令和 9 年度概算要求額：47,852,000 千円 令和 8 年度当初予算額：47,048,000 千円
		上記の予算上の措置等と要望項目との関係	上記の予算上の措置は、法律に基づき義務教育段階において無償給与される教科用図書の購入費に係るものである。本要望による非課税措置を講ずることで、令和 12 年度以降に使用される義務教育段階の教科書に係る当該予算上の措置についても、消費税額を含まない金額となり、歳出面での国費が抑制されることとなる。
		要望の措置の妥当性	現行の教科用図書についても、使用義務が課せられる教科の主たる教材という性格に鑑みて消費税の非課税措置が講じられているところ、制度改正後の教科書は、いずれの形態についても現行の教科用図書と同様の性格を有することから、消費税の非課税措置を講ずることが妥当であると考え。

これまでの 税負担軽減 措置等の 適用実績 と効果に 関連する 事項	税負担軽減措置等の 適用実績	-
	「地方税における 税負担軽減措置等 の適用状況等に関 する報告書」に おける適用実績	-
	税負担軽減措置等の適 用による効果（手段と しての有効性）	-
	前回要望時の 達成目標	-
	前回要望時からの 達成度及び目標に 達していない場合の理 由	-
これまでの要望経緯		-